

(事前公表)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年3月8日

1 契約の名称及び数量

- (1) 名 称 西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託
- (2) 委託場所 北葛城郡上牧町下牧1010
奈良県立西和養護学校敷地及び校舎
- (3) 委託内容 ①清掃業務、②緑地等管理業務、③校内巡回業務等
※ 詳細は「西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託仕様書」のとおり
上記仕様書は見積書提出期限まで、以下のとおり公表します。
○公表場所 北葛城郡上牧町下牧1010
奈良県立西和養護学校事務室
○公表期間 令和3年3月8日（月）～令和3年3月23日（火）
※土・日・祝日を除く

2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること

- (1) 県内に住所を有する地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者
 - ① 障害者支援施設
 - ② 地域活動支援センター
 - ③ 障害福祉サービス事業を行う施設
 - ④ 小規模作業所
 - ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者なお、複数の構成員による共同体として見積を提出することを可とします。ただし、共同体を構成する全ての構成員は、上記①～⑤のいずれかに該当する者であることを要件とします。また、共同体の構成員は、他の共同体の構成員になること、または単独で見積を提出することはできません。
- (2) 平成30年度から令和2年度までの過去3年間に於いて、同種の業務の実績を有する者

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

4 質問の受付及び回答

- (1) 質問受付期限
令和3年3月11日（木） 午後5時必着
- (2) 質問方法
質問は別紙様式Aに記入の上、7の担当部局まで電子メール又はFAXで提出し、電話にて受信確認を行うこと。（電話又は口頭による質問は受け付けない。）
- (3) 質問に対する回答
各者からの質問は、公正な競争を妨げる質問を除き、すべてまとめて令和3年3月15日（月）までに奈良県立西和養護学校ホームページに掲載（質問者名は公表しない。）

5 見積書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 奈良県立西和養護学校事務室
- (2) 提出期限 令和3年3月23日（火）午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送（但し郵送の場合、書留にて郵送し、3月23日（火）午後5時必着のこと）

6 その他

ア 見積書（様式B）には、次の書類を添付してください。

- (ア) 上記2(1)の基準に該当する者であることを明らかにする書類
- (イ) 本件業務の実施体制表
- (ウ) 同種の業務（別紙作業一覧表参考）の実績を証明する契約書等の写し
- (エ) 複数の構成員による共同体として見積書を提出する場合は、構成員間による協定書の写し（様式C）

イ 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。

- (ア) 上記2に該当しない者が提出した見積書
- (イ) 記名押印を欠く見積書
- (ウ) 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
- (エ) 価格を加除訂正した見積書
- (オ) 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

7 契約事務を担当する所属

奈良県立西和養護学校

住所：〒639-0205 奈良県北葛城郡上牧町下牧1010

電話：0745-73-2111

FAX：0745-32-9877

E-mail：seiwayogo-hs@office.pref.nara.lg.jp

8 契約の解除等について

(1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

(2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。